

はじめに

令和元年度も、引き続き法人理念と法人基本方針を軸に、各事業の活動や人材育成について取り組みを進めてきました。そのため、利用者支援の在り方について日々検討し、福祉人材として求められる能力や人物像について考える等、福祉の根本に立ち返る機会も増えています。さらに、人口減少に伴う 2025 年問題（後期高齢者の増加と介護力の不足）や 8050 問題（80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える）等、社会的に深刻化する地域課題について、地域公益活動が責務とされている社会福祉法人として、今後どう取り組むべきか、山積する課題について考える一年となりました。

令和 2 年度は、令和元年度の取り組みや気づきを基に、福祉人材の育成とより利用者主体のサービス展開ができるよう全事業の活動見直しを行います。また、今後の社会情勢の変化に対応できる組織体制を構築すること、地域公益活動を推進していくことに重点を置き、事業計画を作成しました。

#### 就労移行支援事業の廃止

平成 21 年 10 月からサービスを提供していますが、年々、利用を希望される方は減少しており、令和 2 年 2 月には再び利用者が 0 人となりました。理由としては、以前より挙げられている障害者雇用への関心の高まり、就労継続支援 A 型を希望される方の増加等が考えられます。そのため、今後も利用者の増加が見込めないと判断し、令和元年度での廃止としました。今後の就労支援に関しては、就労継続支援 B 型での対応とし、今後も就労意欲のある方と社会をつなげる役割を果たせるよう体制を整えていきます。

#### パン班の活動見直し

法人設立以来、納品を中心に売上を上げてきましたが、利用者の高齢化や減少に伴い、次第に製造から納品までの一連の工程の大半を職員が担うようになりました。利用者主体の活動とは程遠く、職員負担も大きくなり、イベント出店や一般販売（毎週火曜日）等の取り組みを行っても、今年度の売上目標(月額 60 万円)には届いていません。そのため、本来の利用者支援に立ち返り「利用者が関われるパン班」の基盤を作るため、納品中心の活動は令和 2 年 2 月をもって終了としました。令和 2 年度に関しては、イベント出店や一般販売は継続しながら、利用者が製造から関われる商品開発を行い、引き続き、地域とつながる活動の中心となるよう取り組みを進めます。

【就労継続支援施設くわの実】と【障がい者支援事業所あだんの実】の統廃合について（令和2年7月予定）

平成26年4月1日に開所した障がい者支援事業所あだんの実は、生活介護単独の事業所として活動を展開してきました。しかし、職員の定着率が低く、組織体制としては不安定な状態が続いています。また、就労継続支援施設くわの実においては、平成29年度から利用者減が顕著となり、令和2年2月時点では24名となっています。令和2年度は先述した就労移行支援事業の廃止に伴い、就労継続支援施設くわの実の生活介護の定員を増やし、両事業所を統廃合することで、福祉人材の育成を集中して行い、組織体制の基盤強化を図ります。また、統廃合することで支援費の単価が変わり、減収となる分については、サービスの支給決定期間（当該月の日数－8日）に合わせた開所日とすることで補い、増えた開所日の活動に関しては、余暇支援や生活支援等を取り入れ、利用者支援の充実を図ります。

さらに、障がい者支援事業所あだんの実が退去した後の設備の活用方法を検討し、地域課題を精査しながら、今後の事業展開につなげていきます。

## I. 法人理念

想いをかたちに

ともに歩む未来を創る

## II. 法人基本方針

1. 私たちは、感謝の心を忘れず、笑顔あふれる環境を大切にします。
2. 私たちは、相手を知り、相手を想い、相手の立場に立ってサービスを提供します。
3. 私たちは、自ら選択して生きる自主性を育みます。
4. 私たちは、互いに支え合う地域づくりを推進します。

## III. 今年度の重点目標

### 1. 健全経営

利用者減や統廃合に伴う収支の変化を常に意識した上で、各事業所が利用者ニーズをくみ取った魅力あるサービスを展開し、一定の利用者数を確保する。また、社会福祉法人の責務である地域公益活動として、今後必要とされる障害福祉サービス等を機動的に展開できるようにする。

## 2. サービスの質の向上

法人理念と法人基本方針に基づき、職員一人一人に利用者とその家族及び職員間においても、丁寧に向き合う姿勢を定着させ、虐待やハラスメントの防止に努める。また、個別支援計画に基づく支援を基本に、利用者の可能性を更に引き出せるよう努める。

## 3. 組織整備と人材育成の推進

これまでの横の連携に加え、組織としての縦の関係についても理解を深め、それぞれの立ち位置で求められる具体的な役割を果たせるようにする。また、今後の大樹会を担う福祉人材の育成に努める。

## 4. 地域づくりと地域貢献

法人の役割を利用者やその家族、地域に理解していただけるようホームページやSNS等を活用して情報発信を行う。また、他法人との連携も視野に入れ、地域福祉の拠点となれるよう、地域住民も参加できるイベント等を企画・実施する。

## IV. 安全管理及び非常災害対策

1. 消防設備、厨房設備、パン製造機器の機能が十分発揮出来るよう設備点検を実施する。
2. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
3. 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

### 安全管理及び非常対策計画

	事業項目	説明
非常災害対策	総合防災訓練（11月）	地域災害が発生した場合に備え地域指定避難場所への安全な避難ができるように所轄の消防署と連携して実施する
	消防訓練（8月、2月）	消防訓練は、利用者の安全を基本に消火、避難、救出、通報訓練を所轄の消防署と連携して実施する

消防設備の点検及び整備 (4月、10月)	消防設備の点検を実施整備と報告を行う
施設周辺の安全点検、対策 (奇数月)	施設周辺の危険箇所の把握と安全対策を実施する

## V. 諸会議

施設運営に関する事項について検討し、各種の連携を図り円滑な運営をする目的で、次の会議を実施する。

会議名	事項	頻度
二役会議	理事長・施設長による連絡調整会議	毎週月曜日
経営戦略会議	施設長・事務による会議 (経営状況の確認、広報活動の検討実施)	月1回
調整会議	施設長・各サビ管・主任による連絡調整会議	隔週金曜日
各種ミーティング	各事業のサービス管理責任者 各サービス／おおきな木	月1回
サービス提供会議	各種報告・利用者のケース検討等(全事業所の職員参加)	月1回
個別支援会議	各利用者のサービス支給決定期間に合わせて実施。個別支援計画の立案等	随時
モニタリング会議	個別支援計画に基づく達成度の評価	随時
マルベリー会議	パンの収支確認、製造・販売等パン班業務全てに関する連絡調整会議	月1回
工賃査定会議	工賃評価表を基に工賃を査定(くわの実)	3か月ごと

## VI. 環境美化

利用者が安全で健康的に潤いある生活が営めるように、施設敷地内の環境美化整備に努める。

1. 施設、施設周辺の整備
2. 施設周辺及び花壇などの緑化
3. 周辺の清掃等

## VII. 健康管理

1. 感染症予防（毎朝健康状態のチェック、手洗い、うがいの励行）、風邪（インフルエンザ）口腔内の衛生管理、皮膚の清潔、寄生虫の予防に努める
2. パン等の食品製造に関わる職員及び利用者の定期検便及び食中毒の予防管理
3. 肥満対策として、利用者・家族の同意を得た上で、昼食時のごはん量の調節を行う。また、その他配慮が必要な利用者に関しては、希望を確認した上で、厨房職員と検討し対応する。

## VIII. 年間行事計画（令和2年7月～小規模外出／誕生日外出）

月	行 事	月	行 事
4		10	大樹の森フェスタ
5	青空マーケット	11	うるみん福祉まつり 総合防災訓練
6	親善球技大会 (ティーボール・グラウンドゴルフ)	12	クリスマス会
7	青空マーケット	1	青空マーケット (成人式)
8	チャリティーボウリング大会、消防訓練 8/22 上平良川夏祭り	2	消防訓練
9	青空マーケット	3	青空マーケット

## IX. 研修等計画（サービス提供会議にて随時ワークを実施）

月	内 容	月	内 容
4		10	
5	監事監査 虐待防止委員会	11	虐待防止委員会
6	理事会 定時評議員会	12	理事会
7	救急救命	1	施設見学会
8	虐待防止委員会	2	虐待防止委員会
9	理事会 法人全体研修（虐待防止等）	3	理事会 定時評議員会 法人全体研修（次年度事業計画）

**就労継続支援施設くわの実**  
(就労継続支援 B 型／生活介護)

**【基本方針】**

1. 働くことを支える生活にも重点をおきサービスを提供します。
2. 利用者の特性を把握した上でニーズを引き出し、利用者一人一人に合った支援を行います。
3. 地域資源の一つとなり、利用者と地域をつなげる拠点となるよう努めます。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者支援に必要なことは、自らすすんで企画・実践する行動力を持った人材となるよう努めます。

**【今年度の重点目標】**

就労継続支援 B 型（定員 28 名）

1. 利用者一人一人に目を向け、利用者の強み（得意）や弱み（苦手）を見つけ、作業や生活に必要な支援を提供します。
2. うるま市より委託された事業（公園管理）及び施設外就労（アパート清掃等）を滞りなく遂行します。
3. 利用者の作業能力を見極め、技術取得（資格）の機会を設けます。
4. パンやアクセサリー等を軸に、地域とつながるイベントに出店／企画・実践します。
5. 敷地内店舗にてパン販売やカフェを設け、地域の方々との交流に繋がります。
6. 働いて得た工賃を使って「楽しむ」経験を増やすことで、作業に対するモチベーションを高められるようにします。

生活介護（定員 6 名）

1. 利用者一人一人の生活スキルの状況を丁寧に聞き取り、必要な支援を提供します。
2. 定期的なバイタルチェックを行い、心身の状況把握に努めます。
3. あだんの実（生活介護）と連携し、地域美化活動を行います。
4. 定期的な余暇支援を企画・実践し、様々な人との関わりや経験を増やすことで生活をより豊かにし、自主的な選択・決定ができるように支援します。
5. 敷地内店舗にてパン販売、カフェの接客にも挑戦してもらい、地域の方々との交流へ繋がります。

### 【あだんの実との統廃合にむけて】

- 1.利用者、保護者に対し、統廃合する運びになった経緯について丁寧に説明を行います。
- 2.①統廃合前から、定期的にあだんの実利用者を受け入れ、体力づくりを兼ねた軽作業を抽出していきます。  
②利用者の特徴に合わせたグループ分け、混乱を避ける為の昼食、歯磨き支援等の時間調整を行います。  
③統廃合後に生活介護の利用者ができる創作活動等を考案し、商品化に向けて準備します。  
④更衣室や静養スペースを確保、又ホール内の座席設定などを行います。
- 3.統廃合後の送迎ルートの作成、ご家族への時間変更のお知らせを行います。

## 障がい者支援事業所あだんの実（生活介護）

### 【基本方針】

1. 日常生活を維持・向上できるように、利用者一人一人の特性に合った支援を提供します。
2. 利用者の意思を育て、発信し、実現できるように努めます。
3. 地域とつながり、地域と利用者をつなげ、障害に対する理解を深めていただくきっかけを作り、誰にでも優しい地域作りに貢献します。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者支援に必要なことは、自らすすんで企画・実践する行動力を持った人材となるよう努めます。

### 【今年度の重点目標】

1. 自己選択・自己決定の発信の仕方を、それぞれの利用者に合わせて手段や方法を明確にします。
2. 定期的なバイタルチェックを行い、心身の状況把握に努める。また、家族等で対応が難しい場合は、医療機関とも連携し、情報共有を行います。
3. 家族も参加出来るイベントの企画や、地域・関係者の見学を受け入れられるようにします。
4. くわの実と連携し、地域清掃や施設外の活動を増やし、地域とつながる取り組みを行います。

### 【くわの実との統廃合に向けて】

1. 利用者・家族に対し、統廃合する運びになった経緯について丁寧に説明を行います。
2. 環境が変わる事に対して混乱が予測される為、4月～6月の間は段階的にグループ分けし、くわの実の活動に参加する機会を設けることで新しい環境に慣れていただく。（くわの実・あだんの実の生活介護利用者の特性や特徴に合わせたグループ分けを行う）  
統廃合後に、生活介護利用者が取り組める創作活動等を考案し、商品化に向けての準備を行います。
3. 各関係機関への連絡や、他事業所へ希望される利用者については、情報提供を行い、新しい環境で安心してサービスが受けられるよう協力体制を整えます。  
統廃合後の送迎ルートの作成・ご家族へ時間帯変更のお知らせを行います。

## グループホームくわの実／あだんの実（共同生活援助）

### 【基本方針】

1. 個々に必要なサポートを提供することで、安心して地域生活が送れるよう支援します。
2. 地域関係機関・近隣住民との関係作りに努めます。
3. 一人暮らしへのステップアップを推進します。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者に求められる人材であるよう努めます。

### 【今年度の重点目標】

1. 利用者の生活スキルの習得段階に合わせたサポートを行う
  - (1) 基本的な生活習慣（調理・洗濯・掃除等）の習得状況を確認し、一律の支援とならないようにする
  - (2) 高齢化・重度化に対応できるよう支援体制を整備する
2. 地域の中で安心して生活が送れるようにする
  - (1) 各関係機関（計画相談／他事業所／一般就労先）との連絡調整に努め、一体的にサポートする体制を整備する
  - (2) 近隣住民の方から理解が得られるよう関係作りに努める
3. 自立した生活に向けてサポートする
  - (1) 一人暮らしに向けた気持ちの準備についても、それぞれのペースに合わせて進める



#### 4. グループホームに必要な人材の育成と定着を図る

- (1) 生活の場所であるグループホームでは、世話人・生活支援員・夜勤対応職員が孤立しやすくなるため、定期的な情報共有とバックアップ施設（就労継続支援施設くわの実／障がい者支援事業所あだんの実）によるサポート体制を構築する
- (2) 障害者支援に対する知識や理解を深めるための勉強会や定期的なケース検討会議（世話人会議）を実施する

### 障がい者生活相談支援センターおおきな木

#### （指定特定相談）

#### 【基本方針】

1. 将来の生活に対する希望を引き出し、利用者主体の計画作成を行います。
2. その人らしく地域の中で生活できるように、各関係機関と連携し、必要なサービスが提供されるよう努めます。
3. 相談支援専門員は、福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者に求められる人材であるよう努めます。

#### 【今年度の重点目標】

1. 新規サービス等利用計画及び継続サービス等利用計画の充実を図る
  - (1) ひと月に担当できるケースの件数内で、契約更新及び利用希望に応じた計画作成を行う
  - (2) 定期的なモニタリングや、個々の相談に応じた聞き取りを行う
2. 基本相談支援の充実を図る
  - (1) 利用者の相談を真摯に受け止め、希望する生活を送ることができるよう、各市町村・基幹相談・委託相談との連携を強化する
3. 相談支援を担う人材の育成に努める
  - (1) 一定の実務経験を有する職員の資格取得を推進する
  - (2) 相談支援の充実を図るため、必要な相談支援専門員及び相談員の配置を行う
4. 制度や報酬体系について理解を深める
  - (1) 利用者が必要とするサービスとマッチングを図るため、各サービスについての基本情報や制度の変更等、情報収集に努める
  - (2) 基本報酬に加え、数種類ある加算についても知り、そのための対応を整えることで適切な収入が得られるようにする